

ＤＡＰご契約のしおり（平成 30 年 1 月 1 日以降保険始期用）【正誤表】

ご契約のしおり P 230 および P 232 について一部記載誤りがございます。正誤表の下線部をご確認いただき、ご注意くださいようお願い申し上げます。

ページ	誤	正
P 230	<p>(9) <u>ゆいゆいサポートを提供する際、ご利用される方の証券番号等を確認し、ゆいゆいサポートの提供に必要な契約内容情報やご利用される方のご連絡先等を弊社の提供会社または J A F へ提供します。</u></p> <p>(10) <u>ゆいゆいサポートセンターにご連絡いただいた際、聞き間違い等によりご利用される方へご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。</u></p> <p>(11) <u>交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートの提供ができない場合があります。</u></p>	<p><u>削除（ P 290に記載あり（重複記載））</u></p> <p>(9) <u>ゆいゆいサポートセンターにご連絡いただいた際、聞き間違い等によりご利用される方へご迷惑をおかけしないよう、通話記録を保存しております。</u></p> <p>(10) <u>交通事情、気象状況などにより、サービス実施者の到着にお時間がかかる場合、またはゆいゆいサポートの提供ができない場合があります。</u></p>
P 232	<p>3. ガス欠時ガソリンお届けサポート</p> <p>(1) 「ガス欠時ガソリンお届けサポート」の内容</p> <p>①ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油を<u>10 リットル</u>お届けします。<u>なお、保険期間（長期契約の場合は保険年度）中 1 回に限り、ガソリンまたは軽油 10 リットルを無料でご提供します。</u></p> <p>② <u>2 回目以降のガソリン代金はご利用される方のご負担となります。ただし、ガソリン配達についてはガス欠時ガソリンお届けサポートの対象となります。</u></p> <p>③ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。</p> <p>④ <u>J A F 会員の利用対象者が、J A F による「ガス欠時ガソリンお届けサポート」を受ける場合は、サービスの範囲を拡大し、保険期間（長期契約の場合は保険年度）中に 2 回を限度とします。</u></p> <p>(2) ご利用上の注意</p>	<p>3. ガス欠時ガソリンお届けサポート</p> <p>(1) 「ガス欠時ガソリンお届けサポート」の内容</p> <p>①ご契約のお車が道路上でガス欠となった場合に、ガソリン（レギュラー、ハイオクに限ります。）または軽油をお届けします。<u>なお、ガソリン代金はご利用される方のご負担となります。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p>②ご契約のお車が電気自動車およびこれを除くガソリンまたは軽油を燃料としない自動車の場合、それぞれ充電が可能である場所、燃料の補充が可能である場所までの搬送を行います。</p> <p><u>削除</u></p> <p>(2) ご利用上の注意</p>

<p>①燃料の自己調達が可能状況、または自宅駐車場および同等と判断できる保管場所へのガソリン配達の対象外となります。</p> <p>②ガス欠時ガソリンお届けサポートを利用する場合は、事前にゆいゆいサポートセンターへ利用申し込みの連絡（事前連絡）を行う必要があります。</p> <p>③ <u>J A F 会員の利用対象者であることが確認できない場合および J A F 会員の利用対象者が、J A F 以外の業者による「ガス欠時ガソリンお届けサポート」を受ける場合は、J A F 会員向け優遇サービスをご提供することができません。</u></p>	<p>①燃料の自己調達が可能状況、または自宅駐車場および同等と判断できる保管場所へのガソリン配達は対象外となります。</p> <p>②ガス欠時ガソリンお届けサポートを利用する場合は、事前にゆいゆいサポートセンターへ利用申し込みの連絡（事前連絡）を行う必要があります。</p> <p style="text-align: right;"><u>削除</u></p>
--	---